

6.クーリング・オフの方法

クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売などで、十分に考える余裕のないまま契約して後悔したことはありませんか？

そのような時、一定期間なら契約を無条件で解約できる制度です。

クーリング・オフをすると？

書面を発信した時点で効力が発生します。

- ・ 支払った金額は全額返金されます
- ・ 手元にある商品の引取り費用は事業者負担です
- ・ 損害賠償・違約金・手数料などは請求されません

令和 4 年 6 月 1 日から、従来の書面（郵便）でのクーリング・オフ通知の発信に加えて、電磁的方法による発信が可能になりました。

FAX、電子メール、SNS、USB メモリ、事業者のサイト上のクーリング・オフ専用フォームなどの方法でクーリング・オフの発信ができます。その場合は、**必ずプリントアウトやスクリーンショットなどで記録を保存しましょう。**

ハガキの場合の文例

契約解除通知

- ・ 契約年月日
- ・ 書面受領日
- ・ 商品名
- ・ 契約金額
- ・ 販売会社名
- ・ 販売担当者名
- ・ 信販会社名

上記の契約を解除します。
商品を直ちに引き取り、
すでに支払った〇〇〇〇円を
早急に返金してください。

令和 年 月 日

販 売 会 社 宛



□□□-□□□□

市 区 町
番 号

株式会社 △ △ △
代表取締役 ○ ○ 様

契約者住所
氏名

契約解除通知

- ・契約年月日
- ・書面受領日
- ・商品名
- ・契約金額
- ・販売会社名
- ・販売担当者名

上記の契約を解除します。
すでに支払った〇〇〇〇円を
早急に返金してください。

令和 年 月 日

信
販
会
社
宛



□□□-□□□□

市 区 町
番 号

株式会社 △ △ 信販
お客様相談室 御中

契約者住所
氏名

- **信販会社には従来どおり書面で発信する必要があります。**ハガキの**両面をコピーして特定記録または簡易書留で送付してください。****ハガキのコピーと郵便の控えは証拠として保管**しておいてください。
- 関係書類は5年間保管してください。
- クレジット契約の場合は、必ず販売会社と信販会社の両方に同時に通知しましょう。
- 販売会社に電磁的方法で発信する場合は必ず証拠を残しましょう。(P7 参照)
- クーリング・オフの起算日は書面交付の日を含めます。

【例】訪問販売で商品を購入し、当日書面をもらった場合

右カレンダーで、
1日に契約すれば
8日がクーリング・
オフの最終日です

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

※事業者が「クーリング・オフできない」とウソの説明をしたり、消費者を脅して手続きさせなかったりするなどの“**クーリング・オフ妨害**”があれば、クーリング・オフ期間が延長され、改めて書面を受け取り、口頭で説明を受けた日がクーリング・オフの起算日になります。